

入札説明書

「早口ダム管理事務所届 発電機用軽油（ミニローリー渡し）単価契約」に係る条件付き一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

購入物品名及び予定数量

- (1) 早口ダム管理事務所届 発電機用軽油（ミニローリー渡し）単価契約
予定数量 8, 000 L

- (3) 納入期限

契約の日から令和8年3月31日

- (4) 納入場所

早口ダム管理事務所

- (5) その他

当初契約締結後又は変更契約後に、基準とする市場価格に3円以上の増減があつた場合には、協議のうえ契約単価をその増減幅に応じた程度増減させる。

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 秋田県物品の燃料・油脂類に係る競争入札参加資格を有すること。
(3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと
(4) 入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格を有していること。
(5) 秋田県内に本店又は営業所を有していること。

3 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次項の定めにより入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

(1)提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
② 入札保証金免除申請書
③ 秋田県税に滞納がないことを証する書面の写し（入札参加資格確認申請の日より3か月以内の証明があるもの）

(2)提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月18日（水）まで
ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1項第1号

に規定する県の休日を除く。

(3)提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4)提出場所

郵便番号 0 1 8 – 3 3 9 3 北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 番地の 1

秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム

電話番号 0 1 8 6 – 6 2 – 1 2 5 1

(5)提出された入札参加資格確認申請書の申請結果は、令和 8 年 2 月 1 9 日（木）午前 10 時までに通知する。

(6)入札参加資格を有する場合であっても、入札日までに秋田県物品供給登録業者等資格効力の停止処分を受けた者は、入札に参加できない。

4 契約条項及び入札説明書等の掲載等

契約条項、入札説明書及び仕様書等は、次のところに掲載し、配布する。

秋田県公式WEBサイト「秋田美の国ネット」－「その他の入札予定情報」

「<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/12121>」

5 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 2 月 1 9 日（木）午後 2 時 0 0 分

秋田県北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 番地 1 北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部

2 階 大会議室

6 入札書の提出方法等

(1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、「購入物品名」を記載の上、提出すること。

(5) 提出場所

郵便番号 0 1 8 – 3 3 9 3

秋田県北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 番地 1

秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム

（電話番号 0 1 8 6 – 6 2 – 1 2 5 1）

7 入札及び開札の方法等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 開札に立ち会う場所に持参するもの

- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証など）
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- (3) 開札に立ち会わない入札者（郵送によって入札書を提出した者）は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（あて名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。

8 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

9 入札執行回数等

- (1) 入札執行回数は、2回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (2) 9(1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入札及び開札の日時並びに場所を速やかに定めたうえで、再度入札を行う。
- (5) 13に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

11 入札書に記載する金額等

入札金額は、1Lあたりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額に、当該金額の100分の10に相当する額及び軽油引取税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第4位まで）をもって落札価格とするので、見積もった金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税に相当する額を加算した金額を入札書に記載すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 契約保証金の納付を免除される者

ア (ア) 又は (イ) の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

(イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該入札物品若しくはこれに相当する物品の売買契約を履行した証として、1件の契約で当該契約希望金額の5割を超える2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類(支払通知書等の写し等)。

(4) 審査資料等提出場所

6(5)に定める場所

13 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(6) 前各号に定めるほか、入札説明書及び入札心得等で指示した条件に違反すると認められる入札

14 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県北秋田地域振興局 総務企画部職員

15 契約書の要否

要

16 その他

(1) 当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和8年2月18日(水)まで、北秋田地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チームに文書で提出すること。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

17 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県北秋田地域振興局

総務企画部総務経理課総務経理チーム（電話 0186-62-1251）
(FAX 0186-63-0496)